

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（173）」

2. 日時：令和2年7月15日（水）10時00分～10時40分

3. 場所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、加藤安全審査官

検査グループ専門検査部門

松本主任原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他3名

5. 要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（その3）について、資料 処理場-173-1に基づいて説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

- ・ 竜巻により飛来する可能性のある空調室外機の位置を示すことが必要なこと
- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則のうち、適合性確認検査の対象となる条項について確認する必要があること
- ・ JRR-3、NSRR及びSTACYにおける放射性固体廃棄物の許可上の保管容量が一時保管のためのものであることを示す必要があること
- ・ JRR-3の運転により発生するトリチウム水を順次排水貯留ポンドに払い出さないとJRR-3の運転に支障が生じることを示す必要があること
- ・ 再稼働済みのNSRRから発生した放射性固体廃棄物をNSRR原子炉施設内で一時保管していること

6. 配付資料

（1）原子力機構からの配付資料

- ・資料 処理場－１７３－１ 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その３）補正申請概要